

# 外郭団体の見直しに関する指針

平成 25 年 3 月

摂 津 市

## 目 次

1.指針策定の趣旨	…… 1
2.見直しの方向性	…… 1
3.対象とする団体	…… 1
4.外郭団体による経営改革について	…… 2
5.市の取組みについて	…… 3

【参 考】 外郭団体の設立の経緯及び目的等



## 1.指針策定の趣旨

外郭団体の多くは、多様化、複雑化する市民ニーズに迅速・効率・柔軟に対応し、行政の補完・代行を行うものとして設立されました。以後、行政と密接に連携しながら公共サービスの提供主体として重要な役割を担ってきましたが、社会経済状況の変化や地方分権の流れの中で、民間が主体となりうる分野が拡大し、株式会社やNPO等の民間事業者が公共サービスの一翼を担うようになりました。各々の外郭団体では、今後、民間事業者と対等の条件下で競争し、事業を展開していただくだけの経営体質の強化が求められています。このことから、あらためて時代に即した外郭団体の存在意義、役割を見つめ直し、市の適切な関与のあり方も含め、外郭団体の自主的かつ自立的な経営の促進を図るため、本指針を策定するものです。

## 2.見直しの方向性

外郭団体においては、市への依存体質から脱却し、組織の効率化、給与制度の適正化、自主財源の確保、事務事業の見直し、透明性の確保などについて、積極的に取り組むこととします。また、市においては、人的・財政的関与のあり方について検討を進めるものとします。

## 3.対象とする団体

本指針における外郭団体とは、次のいずれかに該当する団体です。

(1)本市が当該団体の基本財産等の25%以上を出資または出捐を行っている団体

(3 団体)

- ・財団法人摂津市施設管理公社
- ・摂津都市開発株式会社
- ・財団法人摂津市保健センター

(2) 設立に本市が主体的に関与、または当該団体の運営に相当程度関わっている団体  
(4 団体)

- ・社会福祉法人摂津市社会福祉事業団
- ・社会福祉法人摂津市宥和会
- ・公益社団法人摂津市シルバー人材センター
- ・社会福祉法人摂津市社会福祉協議会

#### 4. 外郭団体による経営改革について

「摂津市指定管理者制度と外郭団体のあり方検討委員会」からの提言書(平成 24 年 7 月 11 日付)を踏まえ、外郭団体は次の①～⑬の経営改革を行うものとします。また、外郭団体は各項目の取組みを客観的に評価できるよう、経営改善計画の策定とその進行管理を行うものとします。

##### ◆経営力の向上

- ①民間事業者であるという内部意識を高め、効率的・効果的な法人運営にしていくため、民間の経営手法を導入する。
- ②同種の団体との統合を検討する。
- ③団体自らの経営評価を行う仕組みを構築する。
- ④サービスの質の維持向上及び新しいサービスメニューの開発のため、ベンチマーキングと各種研修会への積極的な参加を行う。

##### ◆事業の充実・効率化

- ⑤経営強化につながる自主事業については、積極的に展開する。
- ⑥収支が赤字の自主事業は、廃止を含め事業の見直しを図る。
- ⑦摂津市以外からの業務の受託を積極的に行う。

##### ◆財政基盤の強化

- ⑧国・大阪府・独立行政法人等の補助金等を積極的に活用する。(市単独補助からの脱却

を図る。)

- ⑨他の民間事業者との競争力を高めるため、労働法規の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮のもとに、同種のサービスを行っている民間事業者の人員体制及び給与体系(退職金も含め)を参考に見直しを行う。

#### ◆執行体制の適正化

- ⑩団体の代表及び事務局責任者について、民間経営のノウハウのある優秀な人材を外部から誘致する。
- ⑪摂津市職員を理事等に選任する場合は、一定の基準を設ける。(受託事業の公募エントリーへの公平性の担保のため)

#### ◆情報公開の充実・徹底

- ⑫各団体が持っている専門性、特殊性、各種ノウハウを、外部に対して、団体自ら、積極的かつ明快に示していく。
- ⑬活動に対する説明責任を果たすため、保有情報の積極的な公開に努める。

## 5.市の取組みについて

これまで市が外郭団体に対して行ってきた関与(人的・財政的)については、各団体が自らの特性を生かし、自主的かつ自立的な経営ができるよう、次のような視点からその適正化を図るものとします。

### (1)人的関与の見直し

外郭団体に対する市職員の派遣については、団体の事業規模や事業内容、経営状況などを踏まえ、派遣の必要性を精査するとともに、団体の求めにより、それぞれの団体における計画的な人材育成について、指導・助言を行うものとします。

### (2)財政的関与の見直し

外郭団体に対する補助金や委託料などの財政支援については、これまでもその必要性等を検討し、適正な執行に努めてきました。今後、さらに、団体の経営努力を促進し、公共

性、公益性の観点を踏まえ、財政的関与のあり方について順次精査するものとします。

### (3) 統合への働きかけ

統合により、組織体制の強化や業務運営の効率化等が期待できる場合においては、市から当該団体に対して働きかけるものとします。

### (4) 情報公開の推進

外郭団体の透明性を確保する観点から、市が保有する財務諸表や事業計画など、団体の経営や活動に関する情報について、積極的に公開することとします。

(参考):外郭団体の設立の経緯及び目的等

#### ①財団法人摂津市施設管理公社

平成2年に公の施設の管理委託の対象が、地方公共団体が2分の1以上出資する公益法人にまで拡大されることを受け、市は、行財政改革の一環として、公共施設の管理運営を委託していく方針を基に検討を行い、総合福祉会館、市民体育館、市民文化ホール、小川自動車駐車場、婦人労働会館を管理委託するために基本財産1億円、運用財産1千万円を出捐し、大阪府知事の許可を得て、平成3年3月25日に、財団法人摂津市施設管理公社を設立しました。

設立当初は、雇用促進事業団による「高齢者多数雇用奨励金」や公共職業安定所による「特定求職者雇用開発助成金」という制度があり、高年者雇用に対し国から助成金を受け取り、管理経費の削減を行うことが出来ていましたが、社会情勢の変化に伴い、現在は両制度とも廃止され現在に至っています。

#### ②摂津都市開発株式会社

フォルテ摂津は市が施行者(事業主体)となり、千里丘駅前第一種市街地再開発事業により建設した再開発ビルであり、これに伴い、市が設置した駐車場・市民ルーム等の公の施設の管理運営を行うため、平成3年7月29日に摂津都市開発株式会社が設立されました。

会社の事業は、フォルテ摂津管理組合から委託を受けた再開発ビルの管理、摂津市から委託を受けた市立フォルテ摂津自動車駐車場の管理運営、駅前広場の清掃等の業務から始まり、その後、大阪モノレール駅周辺の清掃業務、駐車場、駐輪場の管理運営、市内の水道検針事業も市から委託を受けています。

#### ③財団法人摂津市保健センター

昭和47年・48年に大阪府救急医療対策審議会において、住民の生命と安全を確保し積極的に福祉を向上、増進させる責務を有する立場から、休日等における診療を確保するための具体的方策として、「原則としてすべての市が休日診療所を設置すべきである」と答申されたことを受け、市は昭和49年3月摂津市救急医療対策協議会に対して「摂

津市における休日及び夜間の急病患者に関する診療体制の整備とその運営のあり方」について諮問し、昭和50年3月、休祝日の診療体制の確保と各種の健診等を実施する市民の健康管理センターについての答申を受けました。その答申に基づき、市立休日応急診療所・市立保健センターの開設準備の審議を進めてきた市と医師会、薬剤師会の出資により基本財産を確保し、その管理運営に当たる財団法人摂津市保健センターが昭和51年3月3日に設立されました。また、同年4月に、市立休日応急診療所と、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他、地域保健に関する必要な事業を行うことを目的とする施設として、地域保健法第18条に基づき、市立保健センターが開設されました。

#### ④社会福祉法人摂津市社会福祉事業団

昭和55年3月に摂津市中心身障害者対策協議会(現:摂津市施策推進協議会)において、本市がとるべき心身障害児・者施策のあるべき方向や検討内容について、中間答申『心身障害児・者福祉のためにⅠ』としてまとめられました。この中間答申を受け、市立施設として昭和57年4月に就学前の幼児を対象とした知的障害児通園施設「市立つくし園」、障害児通園事業「めばえ園」が開設されました。

当該施設の運営に関しては、摂津市中心身障害者対策協議会でスタッフの専門性が必要との意見から、開設に先立ち、同年2月に施設運営の組織として「社会福祉法人 摂津市障害児センター」が設立されました。

その後、市において身体・知的障害者と高齢者のための総合福祉施設の開設を目指し、「ふれあいの里建設5カ年計画」を策定し、市立施設として各施設の建設・整備を進め、昭和58年に知的障害者通所授産施設「市立ひびき園」、昭和59年に「市立身体障害者・老人福祉センター」が、ふれあいの里として整備されました。

このように複数の施設運営を行っているために、昭和61年に前法人を解散し新たに「社会福祉法人 摂津市社会福祉事業団」が設立されました。

現在、法人としては、職業訓練施設「摂津市障害者職業能力開発センターせつつくのき」、多機能型事業所「市立ひびきはばたき園」、「市立身体障害者・老人福祉センター」、「市立第1児童センター」、「市立障害児センター」の施設運営を行い、障害者総合支援センターにおいては、相談支援事業や日中一時支援事業を実施するとともに、茨木・摂津障害者就業・生活支援センターを運営しています。

#### ⑤社会福祉法人宥和会

市立はばたき園の利用者が、定員を超えることが想定される状況になり、新規の通所施設の検討(市内の障害者団体の役員等を委員とする検討委員会を設置)をしていく中で、市内の障害者団体等が中心となって、新たに社会福祉法人を設立し、当該施設の管理運営を行っていく方向となりました。そのため、平成12年6月に法人設立検討委員会を立上げ、基本財産を市内の障害者団体等(摂津市手をつなぐ親の会、摂津市肢体不自由児者父母の会、ハッピーの会、摂津市身体障害者福祉協会、摂津市社会福祉協議会)が出捐し、運用財産は、摂津市手をつなぐ親の会、摂津市肢体不自由児者父母の会が出捐することで、社会福祉法人宥和会が設立される運びとなりました。

そして、平成14年4月に知的障害者入所更生施設と併設の通所施設、短期入所の施設として市立みきの路を開設しました。

平成22年1月に制度体系が移行し、障害者支援施設として、生活介護事業、施設入所事業、短期入所事業、日中一時支援事業を実施しています。

なお、平成24年4月に法人独自で10名定員のグループホーム(ケアホーム)を開設しています。

#### ⑥公益社団法人摂津市シルバー人材センター

摂津市シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献するため、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和61年10月1日施行)」に基づき、原則区市町村毎に1つ設置されている団体です。

昭和49年、高齢者の福祉と労働にまたがる東京都の施策としてその方針が出され、昭和53年、全国初の「財団法人摂津市高齢者生きがい公社」「摂津市高齢者生きがい協会」が設立されました。

生きがい公社は、各種高齢者の仕事についての相談、高齢者に適した仕事の調査研究及び開拓、摂津市等からの委託を受けた施設の管理運営やその他広報活動を行う目的で、生きがい協会は、高齢者が社会参画を図るため、地域社会の活動と密接な連携を保ちながら、豊かな経験と能力を生かし、相互の協力をもとに働くことを通して自らの生き

がいを高めるための組織として60歳以上の市民を会員として募り、生きがい公社の協力団体として会員が就業する、「与えられる福祉から自ら作り出す福祉」をコンセプトに設立されました。

生きがい公社が施設等の運営管理を行い、生きがい協会が実働部隊として就業する方式は全国初であり、任意団体として請けるよりも就業の幅が大きく広がりました。

昭和56年4月には、社団法人格を取得し、「社団法人摂津市シルバー人材センター」となり、平成24年4月には、「公益社団法人摂津市シルバー人材センター」となり現在に至っています。

#### ⑦社会福祉法人摂津市社会福祉協議会

摂津市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定される団体として、同法第4条に規定される「地域福祉の推進」を図ることを目的とし設立されました。

また、同協議会は、社会福祉法人として、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、「市区町村社協経営指針」に基づき、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。

昭和31年10月の三島町誕生に伴い、社会福祉法の旧法である、社会福祉事業法に基づき三島町社会福祉協議会が設立され、市制施行に伴い、昭和41年11月に摂津市社会福祉協議会となり、昭和53年3月に社会福祉法人格を取得し現在に至っています。